

(一社)日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第 36 回 LLW 埋設施設検査方法分科会議事録

1. 日 時：2022 年 7 月 27 日(水) 13：30～15:00
2. 場 所：Webex による WEB 会議
3. 出席者（順不同，敬称略）
（出席委員） 河西主査，高尾副主査，山田幹事，千々松，鈴木（寛），山本（正），枝松，梅原，田坂，山本（修），天澤（仲田委員代理），鈴木（健）（平井委員代理），辻家（竹田委員代理），高崎（中辻委員代理）（14 名）
（欠席委員） 久田，工藤（2名）
（常時参加者） 関口，斉藤，山岡（3名）
（オブザーバー） 北原（1名）
4. 資 料
F15SC36-1 第 36 回 LLW 埋設施設検査方法分科会議事次第
F15SC36-2 人事について（LLW 埋設施設検査方法分科会）
F15SC36-3-1 第 34 回 LLW 埋設施設検査方法分科会議事録（案）
F15SC36-3-2 第 35 回 LLW 埋設施設検査方法分科会議事録（案）
F15SC36-4 標準委員会中間報告の意見募集結果について
F15SC36-5 三標準（施設，管理，評価）用語の統一について
F15SC36-6-1 専門部会向け本報告用説明資料案 ppt
F15SC36-6-2 標準改定案（新旧比較目次）
F15SC36-6-3 標準改定案
F15SC36-6-4 改定案比較（中間報告から本報告）履歴付き
5. 議事
 - （1）出席者及び資料確認
山田幹事から，分科会成立に必要な委員数（11名以上）を満たしている旨の報告があった。また，山田幹事から第36回分科会の配布資料の確認を行った。なお，今回から議事の記録として，録画・録音をすることとした。
 - （2）人事案件
山田幹事から，F15SC36-2に基づき人事の説明があった。委員人事（選任：鈴木委員，辻家委員，高崎委員）及び常時参加者登録（北原）は承認された。また，平井委員，竹田委員，中辻委員の退任が報告された。
 - （3）前回議事録の確認
山田幹事から，F15SC35-3-1及びF15SC35-3-2に基づき，第34回及び第35回分科会の議事録案について紹介された。いずれもコメントは無く承認された。
 - （4）標準委員会中間報告の意見募集結果について

F15SC36-4に基づき斉藤常時参加者から標準委員会の意見募集コメント対応及び今後の工程について説明が行われた。主な質疑は次のとおり。

- ・ No. 1について、第一案は緑色の部分のままで、対案としてコメントへ対応する場合は黄色のマーカーということか。（河西主査）
⇒ そのとおり。（斉藤常時参加者）
⇒ どちらの案とするかについて、意見をいただけないか。コメントが無いようなら事務局案の緑色部分のみで進める。（河西主査）
⇒ 黄色の文章は長いのではないか。もう少し簡潔に記載できないか。（山本（正）委員）
⇒ この部分を説明するには、技術的要件などの説明から追記する必要があるので、長い文章になっている。（斉藤常時参加者）
⇒ 箇条 4 に詳細を記載する、ということにして、この部分は簡潔に見直してはどうか。（山本（正）委員）
⇒ 拝承。箇条 1 ではこの標準の対象範囲（対象外とする旨）を記載し、箇条 4 で詳細を説明するよう見直す。（斉藤常時参加者）
- ・ 8/3の専門部会まで時間がないが対応は大丈夫か。（河西主査）
⇒ 専門部会向け資料としては、本日の分科会で提出しているF15SC36-6が本報告用の説明資料及び改定案等の資料として想定している。加えてF15SC36-4で標準委員会意見募集結果の対応説明をするものと想定している。（斉藤常時参加者）

（５）三標準（施設、管理、評価）用語の統一について

F15SC36-5に基づき斉藤常時参加者から三標準（埋設後管理、安全評価、施設検査）での用語の統一について説明が行われた。主な質疑は次のとおり。

- ・ 学会事務局からのコメント（気付き事項）が来る前に対応したということか。（千々松委員）
⇒ 届く前に対応したということ。（斉藤常時参加者）
- ・ 埋設後管理標準宛ての学会事務局からの気付き事項が共有されていたと思うがそれを把握されているということか。（山本（正）委員）
⇒ 関口常時参加者から共有いただいている。埋設後管理の気づき事項のみならず、JISZ 8301と標準作成ガイドラインに適用するよう全体的に見直しを行った。（山田幹事）
⇒ ガイドラインはJISを引用している。JISZ 8301はさらに他のJISを引用しており修正箇所は膨大だと考える。“できる”（可能性能力表現）という記載がよろしくないといふJISで示されており、この標準ではまだ残っている部分がある。そういった部分は見直しが必要である。また、事務局の指摘事項もすべてそのまま修正するのではなく、法令等を引用している部分は引用文献の記載を優先するなど、内容を確認して標準として適性な表現で見直すことが必要と考えられる。（山本（正）委員）
⇒ 埋設後管理では、事務局からの気付き事項は全て受け入れたわけではなく、記載箇所によって修正要否を検討した。（千々松委員）
⇒ 今回、JISZ 8301と標準作成ガイドラインに基づき、改定案の修正を行ったが、公衆審査までに可能な限り見直しを実施していく。（斉藤常時参加者）

（６）専門部会本報告用資料について

F15SC36-6-1～F15SC36-6-4に基づき斉藤常時参加者から専門部会の本報告資料案について説明が行われた。主な質疑は次のとおり。

- ・これらの資料が本報告での提出資料として調整されているのか。（河西主査）
 - ⇒埋設後管理標準では変更履歴のものは用意しておらず、最終版だけ出す予定である。原子力学会で指摘された気づき事項がまだ残っているように思う。それは反映しておくべきでは。（千々松委員）
 - ⇒埋設後管理標準の指摘事項は、直しておくべきとは思いますが膨大になるので残っていても見つかった段階で修正すればよいと思う。いずれにしても、指摘事項については基本的に本質的な内容ではなく、編集上の修正部分になるので、決議の後でも挙手の決議で承認できる範囲である。ただし、文末の“できる”という表現のみ、他の分科会で専門部会長からの指摘になるので早めに対応すべきではないか。（山本（正）委員）
 - ⇒やれる範囲で修正する対応は可能であるが、資料としては専門部会までに修正が間に合うかどうかという懸念がある。（斉藤常時参加者）
 - ⇒本来、本日が提出期限であるが、分科会開催が同日であるため、遅れる旨は学会事務局に承知いただいている。ただ、あまり遅れるのはよくないため速やかに提出が必要と考えている。（山田幹事）
 - ⇒いずれにしても、編集上の修正になるので見つけ次第修正すると説明したうえで、逐次修正するという対応がよいのでは。（山本（正）委員）
 - ⇒拝承。そのように対応する。（斉藤常時参加者）
- ・本日の資料を専門部会へ報告することに対して、決議をとるため挙手をお願いする。（河西主査）
 - ⇒出席委員の2/3以上の承認が得られたため、了承された。

（7）その他

倫理教育について

- ・倫理規定等を2年に1回程度改訂しているようだが、どこをどのように改定したのか、なぜ改定したのかといったフィードバックが明確になっていないような印象がある。（河西主査）
- ・個人での不祥事と、企業ぐるみでの不祥事があり、倫理規定は個人での不祥事には効果があるが、企業ぐるみでのものには効果が無いと言われている。標準委員会の議論では反対意見が言いづらいところがあり同調圧力のような雰囲気も感じられる。（山本（正）委員）
- ・些細なものと重大な事故につながるものを、同列に記載しているように感じる。原子力学会の倫理規定であれば技術に特化してもよいのではないかとおもった。組織の状況なども関係なく十把一絡げにして議論すべきではないのでは。（高尾副主査）
 - ⇒本日発言いただいている方からも意見等をいただいております、それも含めて事務局には返事をする。まだ意見等を提出いただいている方は、本分科会以降で構わないので提出していただきたい。（山田幹事）
- ・標準改訂案について、委員長、部会長が執筆する巻頭言（日本原子力学会における原子力標準の策定について、原子力標準の位置付けについて、原子燃料サイクル専門部会の活動について）は新しいものに変更する。また、委員名簿を把握しておかないといけな

い。今回の検討の開始時期からの委員は旧委員として名簿に記載することになっている。そのあたりもきちんとフォローを。（山本（正）委員）
⇒学会事務局にも確認して対応したい。（山田幹事）

以上